

千葉県情報公開条例解釈運用基準

(平成13年 3月12日制定)
(平成14年 2月26日改正)
(平成14年10月18日改正)
(平成15年 3月31日改正)
(平成16年 3月15日改正)
(平成17年 3月31日改正)
(平成18年 3月10日改正)
(平成18年 3月31日改正)
(平成19年 3月28日改正)
(平成19年 9月20日改正)
(平成20年 3月28日改正)
(平成21年 3月13日改正)
(平成24年 5月31日改正)
(平成25年 4月 1日改正)
(平成26年 3月25日改正)
(平成27年 4月 1日改正)
(平成28年 3月25日改正)
(平成29年 4月 1日改正)
(平成29年10月31日改正)
(平成30年 3月23日改正)
(平成31年 4月 1日改正)
(令和 2年 3月 9日改正)
(令和 5年 3月29日改正)

目 次

前 文	4
第 1 章 総 則	
第 1 条 目的	5

第 2 条 定義	6
(第 1 項) 実施機関	6
(第 2 項) 行政文書	7
第 3 条 解釈及び運用	10
第 4 条 適正な請求及び使用	12

第 2 章 行政文書の開示等

第 1 節 行政文書の開示

第 5 条 開示請求権	13
第 6 条 開示請求権の濫用禁止	14
第 7 条 開示請求の手續	15
第 8 条 行政文書の開示義務	17
(第 1 号) 法令秘情報	19
(第 2 号) 個人情報	20
(第 3 号) 法人等情報	26
(第 4 号) 犯罪予防等情報	29
(第 5 号) 審議、検討等情報	31
(第 6 号) 事務事業情報	33
第 9 条 部分開示	37
第 10 条 公益上の理由による裁量的開示	39
第 11 条 行政文書の存否に関する情報	40
第 12 条 開示請求に対する措置	42
第 13 条 開示決定等の期限	46
第 14 条 開示決定等の期限の特例	49
第 15 条 事案の移送	51
第 15 条の 2 議長への事案の移送	53
第 16 条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	55
第 17 条 開示の実施	58
第 18 条 他の制度との調整	60
第 19 条 費用負担	63
(指定管理者が行う公の施設の管理に関する文書の開示事務)	64

第2節	審査請求	
第20条	審理員による審理手続に関する規定の適用除外	66
第21条	審査会への諮問等	68
第22条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	71
第23条	審査会の調査権限等	73
第24条	秘密の保持	77
第25条	削除	78
第3章	情報公開の総合的な推進	
第26条	情報公開の総合的な推進	79
第27条	情報提供施策の拡充	80
第27条の2	推進会議	81
第27条の3	会議の公開	84
第28条	出資法人の情報公開	86
第4章	補則	
第29条	行政文書の管理	87
第30条	開示請求をしようとするものに対する情報の提供等	88
第31条	実施状況の公表	89
第32条	適用除外	90
第33条	委任	91
第34条	罰則	92
附則		93

前 文

地方分権の進展により、県民の福祉の増進を図ることを基本とする県の役割が重要性を増し、さらに、県民の県政に対する期待が多様化している中で、県は、地方自治の本旨にのっとり県政を運営していくために、県民の県政に対する理解と参加を促進し、開かれた県政を更に推進していくことが求められている。

これにこたえるためには、県民一人ひとりが県政に関する情報を適正に評価し、的確な意見を形成することが可能となるよう、県の保有する情報を広く県民に公開していくことが重要であり、県は、県民がひとしく享有する「知る権利」を尊重し、その保有する情報を県民のだれもが適切に知ることができるよう、ここに千葉県情報公開条例を制定し、情報公開制度の一層の充実を図っていくものとする。

【趣旨】

地方分権の進展により、県の果たすべき役割が重要性を増し、さらに、県民の県政に対する期待が多様化している今日、県は、地方自治の本旨にのっとり県政を運営していくために、開かれた県政を更に推進していくことが求められており、その保有する情報を広く県民に公開していくことが重要であるとの考えに立ち、県民がひとしく享有する「知る権利」を尊重し、情報公開制度の一層の充実を図るため、この条例を制定するものである。

第1章 総 則

第1条 目的

第1条 この条例は、県民の行政文書の開示を請求する権利及び県の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を促進し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を明らかにしたものであって、第3条の「解釈及び運用」とともに本条例全体の解釈の指針となるものである。

【解釈及び運用】

1 「県民の行政文書の開示を請求する権利及び県の情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定める」とは、①県民の行政文書の開示を請求する権利及び行政文書の開示に応じなければならない実施機関の義務、②情報提供施策の拡充などにより情報公開の総合的な推進に努めるべき実施機関の責務、などについて定めることをいう。

この両者は、相互に補完しあいながら機能することにより、本条例の目的をよりよく達成するとの考え方から、開示請求権制度のほか広く情報公開の総合的推進を図ることとしたものである。

2 「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」とは、県政を信託した県民に対し県がその諸活動の状況を説明する責務があることを明らかにしたものであり、実施機関は、行政文書の適正な開示はもとより情報提供施策の一層の拡充等に努め、「説明する責務が全うされるように」しなければならない。

3 「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図る」とは、県民の県政に対する理解と信頼を深めるとともに、県政の公正な運営の確保を図り、県民の県政への参加を促進し、もって開かれた県政の推進に寄与しようとする本条例の目的を明らかにしたものである。

第2条 第1項 定義（実施機関）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長をいう。

【趣旨】

本項は、本条例に基づき情報公開を実施する機関を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条例における「実施機関」とは、地方自治法、地方公営企業法及び警察法により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関をいい、実施機関の組織規程により定められている本庁の課等・局、出先機関及び教育機関の全体を含む意味である。
- 2 各実施機関は、本条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を負うものである。
- 3 「公営企業管理者」とは、企業局長及び病院局長をいう。
- 4 地方職員共済組合、地方公務員災害補償基金の支部、職員互助会、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法律によって設立された法人等は、県とは別の団体であるので、実施機関には含まれない。

第2条 第2項 定義（行政文書）

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 県の文書館、博物館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

本条の一部改正（令和5年条例7号）

【趣旨】

本項は、本条例の対象となる行政文書の概念を明らかにして、その範囲を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「実施機関の職員」とは、知事、行政委員会の委員、監査委員、公営企業管理者及び警察本部長のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいい、附属機関の委員及び臨時的任用職員等も含まれる。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいい、県の自治事務であるか、国が行うべき事務を法令により実施機関が処理することとされる法定受託事務であるかは問わない。
- 3 「文書、図画及び電磁的記録」は、本条例の対象となる行政文書の形態を明らかにしたものである。
 - (1) 「文書」とは、文字又は文字に代わるべき可読的符号を用いて、ある程度永続すべき状態において、意思、観念、認識又は事実の表示を記載した物体をいう。
 - (2) 「図画」とは、記号又は線等の象形を用いて表現されたもので、具体的には地図、図面、ポスター、写真、マイクロフィルム等をいう。
 - (3) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいい、具体的には、その内容の確認に専用の機器を用いなくてはならないフロッピーディスク、ハードディスク、録音テープ、

録画テープ等の媒体に情報が記録されたものをいう。

- 4 「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織として共用の実質を備えた状態、すなわち、組織において事務又は事業の執行上必要なものとして、利用又は保存されている状態をいう。

したがって、例えば、次に掲げる文書等については、「組織的に用いる」ものには該当しない。

ア 自己研鑽のための研修資料、備忘録等専ら職員が自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの

イ 正式文書の写し等職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用するもの

ウ 起案前の職員個人の検討段階にある文書等

- 5 「組織的に用いる」に該当するかどうかの判断に当たっては、次の(1)～(3)に掲げる事項を総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

(1) 作成又は取得の状況

ア 職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得したものであるかどうか。

イ 組織が所掌する事務又は事業の範囲内で取得したものかどうか。

ウ 直接的又は間接的に課長又は所長等の事案の決定権を有する職員（事務決裁規程に基づき代決することができる職員を含む。）の指示等の関与があったかどうか。

(2) 利用の状況

ア 事務又は事業の執行に必要なものとして他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか。

イ 他の職員が職務上利用しているものであるかどうか。

(3) 保存又は廃棄の状況

ア 専ら職員個人の判断で処分できる性質のものであるかどうか。

イ 共用ロッカーや共用ファイルなど職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか。

- 6 電磁的記録についても、上記5の判断基準をもとに、それ自身が「組織的に用いる」に該当するかどうかの判断を行うこととなる。したがって、電磁的記録を用紙に出力したものが「組織的に用いる」ものに該当するとしても、そのことをもって直ちに当該電磁的記録が「組織的に用いる」ものに該当するというわけではない。

- 7 「保有している」とは、所持していることをいう。この「所持」は、物を事実上支

配している状態をいい、当該文書の收受、作成、整理・保存、引継ぎ・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることをいう。

8 たゞし書は、本条例の適用対象となる行政文書から除かれるものを定めている。

(1) 第1号関係

一般に容易に入手・利用が可能なものは、開示請求権制度の対象とする必要はない。しかしながら、一般に特定の文書の入手が容易であるかどうかの判断が困難であることから、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を典型的に行政文書から除いたものである。

(2) 第2号関係

次に掲げる規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料として又は学術研究用の資料としての価値があるために、特別に管理しているものについては、貴重な資料の保存、学術研究への寄与等の観点から一般の利用に供されることが適当であり、行政文書から除いたものである。

ア 千葉県文書館

イ 千葉県立美術館

ウ 千葉県立中央博物館

エ 千葉県立現代産業科学館

オ 千葉県立関宿城博物館

カ 千葉県立房総のむら

「特別の管理」とは、次のア～エの基準をみたすものをいう。

ア 専用の場所において適切に保存されていること。

イ 目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ウ 合理的な理由がある場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

エ 利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

【参考】

千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設を定める規則

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第3-1(2)

第3条 解釈及び運用

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、県民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例全般にわたる解釈運用の基本を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「この条例の解釈及び運用に当たっては、県民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重する」とは、本条例の基本理念である原則開示の精神を表わしたものであり、これにより、本条例の解釈及び運用に当たっては、次の事項に特に留意する必要がある。
 - (1) 開示請求に係る行政文書に記録されている情報が第8条各号（不開示情報）のいずれかに該当するかどうかの判断は、原則開示の精神に照らして適正に行わなければならないものであること。
 - (2) 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該不開示情報を除いた部分については原則開示しなければならないものであること（第9条（部分開示））。
 - (3) 開示請求のあった時点では不開示となる行政文書であっても、開示が可能となる期日を予め明示することができるときは、当該期日を明示しなければならないものであること（第12条第3項）。
- 2 「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮」とは、開示を原則とする情報公開制度のもとにおいても、個人のプライバシーは最大限に保護されるべきものであり、正当な理由なく公にされることがあってはならないことを明らかにしたものである。

なお、プライバシーに関する情報の範囲は明確になっていない状況であるため、本条例においては、広く個人に関する情報について、第8条第2号で「特定の個人を識別することができる」情報を原則として開示しないものとしている。個人に関する情報の開示・不開示の具体的判断は、専ら同号に規定するところによるが、特に、開示することとなる「個人に関する情報」の解釈及び運用に当たっては、本条後段の趣旨に則して行わなければならない。

また、第3章に規定する、情報公開の総合的な推進を図る場合においても、本条後段の趣旨を踏まえ、最大限の配慮をしなければならない。

第4条 適正な請求及び使用

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものはこの条例の目的に即し適正に請求し、行政文書の開示を受けたものはこれによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、情報公開制度の健全な発展を確保するため、本条例に基づき行政文書の開示を請求しようとするもの及び開示を受けたものの責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「適正に請求し」とは、行政文書の開示を請求しようとするものは、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図る」という本条例で実現しようとしている目的に即した開示請求をしなければならないことをいう。

したがって、実施機関は、不適正な開示請求をしようとするものに対しては、適正な開示請求をするよう要請するものとする。なお、開示請求権の濫用に当たると判断される開示請求については、第6条（開示請求権の濫用禁止）に反するものとして拒否することとなる。

2 「適正に使用しなければならない」とは、開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならない、いやしくも濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないことをいう。

したがって、実施機関は、開示された情報を不適正に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合には、当該情報の使用者に対してその情報の使用の中止を要請し、なお、不適正な使用を繰り返すなどしたものからの開示請求に対しては、第6条（開示請求権の濫用禁止）に反する開示請求として対応することもあり得るものである。

3 実施機関は、開示請求権制度が適正に利用されるよう啓発に努めるものとする。

第2章 行政文書の開示等

第1節 行政文書の開示

第5条 開示請求権

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。

本条―一部改正（令和元年条例24号）

【趣旨】

本条は、行政文書の開示を請求できるもの（以下「開示請求権者」という。）の範囲を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「何人も」とは、自然人（外国人を含む。）に限らず、株式会社等の会社法上の会社及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法律により設立された法人のほか、商店会、消費者団体、自治会等の法人格を有しないが規約等を有し、代表者の定めのある団体（いわゆる権利能力なき社団等）も含まれる。
- 2 必要があると認められる場合には、開示請求権者であることを証する書類（団体の規約等）の提示又は提出を求めることとする。
- 3 「何人も」には、未成年者を含むものである。
- 4 代理人による開示請求は、委任状等により代理関係を確認するものとする。

【参考】

開示請求権制度の一般的性格

本条例に定める開示請求権制度は、開示請求者の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではない。また、開示請求権は、あるがままの形で行政文書の開示を求める権利であり、実施機関は、原則として、新たに行政文書を作成又は加工する義務はない。

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第3-2(2)

第6条 開示請求権の濫用禁止

第6条 この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならないとする開示請求権者の責務を明らかにしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条に反する開示請求としては、特定部局の保有するすべての行政文書の開示請求をするもの、実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とするもの、特定の個人を誹謗又は威圧し攻撃することを目的とするものなどが考えられる。
- 2 開示請求権の濫用であると判断される開示請求については、本条に反することを理由として、当該開示請求を拒否するものとする。

この場合の手続については、実施機関の定める事務取扱要綱によるものとする。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第3-3(3)

第7条 開示請求の手続

第7条 第5条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

本条の一部改正（令和元年条例24号）

【趣旨】

本条は、開示請求は所定の事項を記載した開示請求書により行うこと及び開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

- (1) 開示請求は、開示請求権者の権利行使としての開示の決定という行政行為を求める申請手続であつて、文書により事実関係を明確にしておくことが適当であり、書面によることとしたものである。したがって、口頭、電話等による行政文書の開示請求は認められない。

なお、公表することを目的として作成された刊行物、パンフレット類及び従前から開示されてきた名簿、台帳等で、即日開示することが可能なものは、開示請求書の提出を求めず、情報の提供により対応するものとする。

- (2) 「実施機関に提出して」とは、総務部審査情報課（千葉県庁南庁舎1階）（以下「総合窓口」という。ただし、公安委員会及び警察本部長に対する開示請求書については、警察本部総務部広報県民課（千葉県警察本部1階、千葉県警察情報公開・個人情報センター）及び警察署に提出するものとする。）及び出先機関窓口の開示請求書を提出することをいう。

- (3) 「行政文書を特定するに足りる事項」とは、行政文書の名称、開示を求める具体的な内容等、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載であることを要する。
- (4) 「実施機関が定める事項」とは、実施機関が規則等により定めるものであるが、開示請求者が「求める開示の方法」をいう。
- (5) 開示請求は、上記(1)及び(2)にかかわらず、千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができるものである。

なお、電子メールによる開示請求については、開示請求者に係る情報の安全性に課題があり、また到達の確認手段が確立していないことから、認めないものとする。

2 第2項関係

- (1) 「形式上の不備」とは、第1項各号の必要的記載事項が記載されていない場合や、同項第2号の行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書を特定することができない場合等をいう。

開示請求書の記載に不備がある場合には、当該開示請求書の不備を補正するよう求めることができる。

- (2) 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間であり、個別具体的に判断されるべきものである。
- (3) 「補正の参考となる情報を提供する」とは、例えば、開示請求書の記載内容に関連する行政文書名や該当すると考えられる行政文書の名称等が記載されている行政文書目録等を示すことなどをいう。
- (4) 口頭による指導に応じないまま開示請求書が提出された場合、送付された開示請求書に不備があった場合などは、相当の期間を定めてその補正を求めるものとする。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求を拒否することとなる。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則 第2条、第12条

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第3-1、2、第8-1(1)、2

第8条 行政文書の開示義務

第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1)～(6) 次頁以降参照

本条一部改正（平成14年条例60号、15年13号、16年64号、19年44号、27年19号、30年6号）

【趣旨】

本条は、第5条に定める開示請求権に対応して、実施機関が開示を義務付けられる行政文書の範囲を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定めているものである。したがって、これらの不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないものである。
- 2 本条例でいう「開示」とは、行政文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。
- 3 不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務又は事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。
- 4 開示請求に係る行政文書に記録された情報が、本条各号に該当するかどうかは、各号の【趣旨】及び【解釈及び運用】に照らし、個別具体的に判断するものとする。

【参考】

- 1 本条と公務員の守秘義務（地方公務員法第34条）との関係
本条各号の不開示情報は、原則開示の例外として不開示とすべき情報を類型化したものであるのに対して、地方公務員法上の守秘義務は、職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者は趣旨及び目的を異にしている。

しかし、本条各号に該当する情報の範囲は、一般的には守秘義務の範囲を含むものと考えられるので、本条各号のいずれにも該当しないとして開示する情報は、守秘義務の対象である秘密には当たらないものであると解されている。

2 本条と他法令との関係

地方自治法第100条第1項、民事訴訟法第226条、弁護士法第23条の2、刑事訴訟法第197条第2項等、法令の規定により、行政文書の提出又は閲覧等を求められる場合がある。

この場合における当該法令の規定と本条各号との関係は、両者の制度が趣旨及び目的を異にするものであるから、本条各号に該当することを理由に、当該要求を拒むことはできない。他法令に基づく行政文書の提出又は閲覧等の要求に対しては、要求の根拠となる法令の趣旨、目的、対象行政文書の内容、求めに応ずることにより生ずる支障等を総合的に勘案して個別具体的に諾否を決定すべきものと解されている。

なお、求められる情報が、個人情報である場合には、個人情報の保護に関する法律による規制があることに注意を要する。

(第8条)

第1号 法令秘情報

(1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができない情報

【趣旨】

本号は、本条例と法令等の定め又は国の機関の指示等との関係から、不開示とする情報について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「法令及び条例」とは、法律、政令、省令等の国法と条例及びこれらの委任を受けた規則をいう。

2 「法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示その他これに類する行為」とは、地方自治法第245条の規定により国の行政機関が行う「関与」のうち同条第1号（へ）の「指示」及び同条第3号の行為であってこれに類するものなど、法律又は政令の規定によって実施機関が従う義務を有する国の機関の指示等をいう。

これら、国の機関の指示等については、国の機関の権限を有する者が、地方公共団体の事務の処理に関し法律又はこれに基づく政令の明文規定により、文書をもって発したものであること、さらに、不開示とする情報が具体的に特定されるものであることが必要である。

3 「公にすることができない情報」とは、法令等の規定、国の機関の指示等の内容からみて明らかに開示することができないと認められる情報をいう。

(1) 明文の規定により公にすることが禁止されている情報

(2) 他の目的に使用することが禁止されている情報

(3) 手続の公開が禁止されている調停等に関する情報

(4) 法令等により個別に守秘義務が課されている情報

(5) その他法令等の規定の趣旨、目的からみて明らかに開示できないと認められる情報

なお、本号に該当すると認められる行政文書は、第10条（公益上の理由による裁量的開示）の適用除外とされている。

(第8条)

第2号 個人情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団体名、所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称並びに氏名（これらを公にすることにより、当該出席者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるものを除く。）

【趣旨】

- 1 本号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人情報の要件を定めたものである。
- 2 本号イ～ニは、本号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされているなどの情報及び開示することに公益的理由のある情報等について、例外的に開示するものを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 個人のプライバシーの概念が、法的にも社会通念上も未だ明確になっていない状況のもと、本号は、広く個人に関する情報について、特定の個人を識別することができる情報及び特定の個人は識別されないが開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報については、本号イ～ニに定めるものに該当する場合を除き、開示しないこととしているものである。

したがって、本号の解釈及び運用に当たっては、第3条の「実施機関は、・・・個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない」とする規定の趣旨にも照らし、特に慎重な配慮が求められることに留意しなければならない。

2 本号本文関係

- (1) 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般をいう。したがって、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

本号は、個人の権利利益を厳格に保護するため、特定の個人を識別することができる情報を一律に不開示とすることを定めたものであり、個人情報の判断に当たっては、公務員等に関する情報と公務員以外のものに関する情報とを区別していない。ただし、前者については、その職名・氏名等の情報を本号ハにおいて不開示情報から除外しているものである。

また、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法人等の情報と同様の要件により、開示・不開示の判断をすることが適当であることから、本号の個人情報からは

除かれている。ただし、事業を営む個人の情報であっても、当該事業と直接関わりのない情報は本号で判断する。

(3) 「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の全体をいう。

(4) 「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられるほか、特定の個人を識別することができる限りにおいて映像や音声なども含まれる。

なお、氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができる場合もあることに留意する必要がある。

(5) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。なお、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」には含まれないと解される。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要である。

(6) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人を識別させる情報がない情報又は特定の個人を識別させる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。例えば、次のような情報が考えられる。

ア 個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報

イ 特許出願等をする前のアイデア等であって、開示することにより第三者が特許出願を行うなど発明者の権利利益を侵害するおそれのある情報

3 本号イ～ニ（不開示情報の例外として開示する情報）関係

(1) 「本号イ」について

ア 「法令等の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている法令等の規定に限られる。

イ 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることをいうが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることをいうものである。

ウ 「公にすることが予定されている情報」とは、公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。

エ 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」としては、次のようなものがある。

(ア) 実施機関の職員が職務上、公表を目的として作成し、又は取得した情報であって、個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報

(イ) 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報

(ウ) 公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報

(2) 「本号ロ」について

ア 人の生命、健康などの基本的な権利利益を保護することは、県の基本的な責務である。したがって、個人情報についても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当該情報を開示する必要が認められるものについては、当該情報を開示しなければならないものである。

イ 本号ロ該当性の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものであるが、該当するとして開示する旨の決定をしようとする場合には、第16条第2項及び第3項の規定により、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならないものである。

(3) 「本号ハ」について

ア 「公務員等」とは、広く公務等の遂行を担当する者をいい、一般職か特別職か、

常勤か非常勤かを問わない。また、公務員等であった者が当然に含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については適用される。

イ 「当該情報はその職務の遂行に係る情報であるとき」とは、公務員等が県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の一員として、その担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報であるときをいう。

例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務として会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。

また、本号ハは、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等や職員の所得情報、家族状況等の情報は職員の個人情報として保護されるものであり、対象とはならない。

ウ 本号ハは公務員等の「職」、「氏名」及び「職務遂行の内容」について開示するものとしているものであるが、これらを含む情報が上記イのとおり「職務の遂行に係る情報」であるときに開示される。

なお、警察職員であって規則で定めるもの（警部補以下の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察官以外の警察職員）の氏名については、警察職員の職務の特殊性から本号ハにより開示される情報から除かれるものである。

(4) 「本号ニ」について

ア 本号ニにより開示される情報は、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に出席する者の所属団体名、職・氏名等である（当該出席者が公務員等である場合にあっては、これらの情報は、本号ハにより開示される。）。

イ 「食糧費」には、財務会計上、食糧費という科目名を用いていない実施機関のこれに相当する科目の経費が含まれる。

ウ 「懇談会、説明会等」には、会議、打合せ、研修会、講習会その他これらに類するものが含まれる。

エ 「職の名称その他職務上の地位を表す名称」とは、部長、課長、所長、支店長等その所属する団体における肩書き、役職名等をいう。

オ 本号ニによって、出席者の所属団体名、職・氏名等を開示する場合は、当該懇談会等の開催内容の情報の部分も合わせて開示の対象となる。

カ 「当該個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがある」場合とは、次のような場合が考えられる。

- (ア) 当該個人の生命、身体に危害が及ぶおそれがある場合
- (イ) 当該個人に対する差別やべっ視を誘発するおそれがある場合
- (ウ) 当該個人に対する誹ぼう中傷に利用されるおそれがある場合

なお、この当否については、本条例の趣旨に十分配慮して、特に慎重に判断されなければならない。

4 運用上の留意点

本条例は、開示請求者のいかなる問わず、開示・不開示の判断を行うものである。個人に関する情報について、本人が自己の情報を開示請求した場合及び本人以外の者が当該本人の同意を得て開示請求した場合であっても、本号イ、ロ若しくはハ又は第10条（公益上の理由による裁量的開示）の規定に該当しない限り、不開示となるものである。

なお、本人が自己の情報を開示請求しようとする場合には、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報保護制度の利用を勧めるものとする。

また、これらのことは、当該本人に対する情報の提供を禁止したものではない。

(第8条)

第3号 法人等情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人等及び事業を営む個人の正当な権利利益が害されることのないよう、不開示とする法人等情報の要件を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「法人」とは、株式会社等の会社法上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法律により設立された法人をいう。

「その他の団体」とは、商店会、消費者団体、自治会等の法人格を有しないが規約等を有し、代表者の定めのある団体（いわゆる権利能力なき社団等）をいう。

2 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

3 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得など、事業活動に関する一切の情報をいい、営利を目的とするか否かを問わない。

なお、事業を営む個人であっても、当該事業とは直接関わりのない個人情報（例えば、事業を営む個人の家族構成・経歴、事業と区別される個人の財産・所得等）については、本条第2号（個人情報）で判断するものである。

4 本号イについて

(1) 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利の一切をいう。

(2) 「競争上の地位その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等の法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位も広く含むものである。

(3) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性や当該法人等又は事業を営む個人と県との関係等を十分考慮しなければならない。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

そして、その判断が困難なものについては、第16条第1項の規定により、当該法人等又は事業を営む個人に意見書を提出する機会を付与するなど、事前に十分な調査を行い、客観的に判断するものとする。

(4) 次のような情報は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当せず、開示しなければならないものである。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報（閲覧を当事者又は利害関係者のみに認めているものは含まない。）

イ 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、公表を目的としているもの

ウ 法人等又は事業を営む個人がPR等のために自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報

エ 事業上の秘密に属する情報であっても、統計のように素材が処理、加工され、結果として個々の法人等が識別できなくなっているもの

5 本号口について

本号口は、法人等又は事業を営む個人から公にしないと条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なもの認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

(1) 「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関の報告徴収権限の有無に関わらず、実施機関が権限を行使せず任意に提供を求めた場合をいい、原則として、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。

- (2) 「公にしないとの条件」とは、本条例に基づく開示請求に対して開示しないこと及び第三者に対して当該情報を提供しないとの実施機関と提供する側との合意をい、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件もこれに含まれる。また、「条件」は、実施機関側、提供する側いずれの側の申し入れであるかを問わない。
- (3) 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取りをいう。
- (4) 「当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である」かどうかの判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断することとなるが、必要に応じて、その後の変化も考慮するものである。

6 本号ただし書について

- (1) 人の生命、健康などの基本的な権利利益を保護することは、県の基本的な責務である。したがって、法人等又は事業を営む個人に関する情報についても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、当該情報を開示する必要が認められるものについては、当該情報を開示しなければならないものである。
- (2) 本ただし書該当性の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものであるが、該当するとして開示する旨の決定をしようとする場合には、第16条第2項及び第3項の規定により、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならないものである。

(第8条)

第4号 犯罪予防等情報

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に遂行し、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずることのないよう、不開示とする犯罪予防等情報の要件を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。
- 2 「犯罪の予防」とは、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。
- 3 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。
- 4 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- 5 「公訴の維持」とは、公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動をいう。
- 6 「刑の執行」とは、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に含まれる。
- 7 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心とした活動をいう。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる調査活動等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続等に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序

の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者の留置等に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

なお、風俗営業等の許可、感染症の予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない情報については、本号ではなく、第6号の規定により開示・不開示が判断されることになる。

- 8 本号にいう「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、開示することにより支障を及ぼすおそれについて「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」場合には、不開示となるものである。なお、このような実施機関の第一次的な判断は、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならない。

(第8条)

第5号 審議、検討等情報

(5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、県の機関等の内部又は相互間における審議、検討、協議が円滑に行われることを確保するため、不開示とする審議、検討等情報の要件を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関も含む。
- 2 「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、
 - (1) 県の機関の内部
 - (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の内部
 - (3) 県の機関の相互間
 - (4) 県の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間
 - (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の相互間をいう。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、最終的な意思決定に至るまでの過程において行われる自由討議、協議、打合せ、説明、検討等に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
- 4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることをいう。これは、適正な意思決定手続を確保しようとする趣旨である。

- 5 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることをいう。これは、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 6 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすことをいう。これは、事務又は事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 7 予想される支障が「不当」なものかどうかは、当該情報の性質に照らし、その支障の有無、程度等を客観的に検討して判断することが必要である。

8 運用上の留意点

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

しかし、当該意思決定後であっても、当該情報を公にしようとする場合には、公にすることにより、当該意思決定に引き続く政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。また、公にすることにより、なお、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるかどうか、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるかどうかの検討が必要であることに留意するものである。

(第8条)

第6号 事務事業情報

- (6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本号は、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的なものをイからホまで例示的に掲げ、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。
- 2 本号イについて
 - (1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況等の正否を調べることをいう。

- (2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- (3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- (4) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- (5) 「租税」には、国税及び地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が租税を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が租税その他の収入金を取ることをいう。
- (6) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」とは、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすることにより、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にし、又は行政客体における法令違反行為若しくは妥当性を欠く行為を助長させるなどのおそれをいう。これは、正確な事実を把握し、その事実に基づく適正な評価、判断、決定等を確保する趣旨である。

3 本号ロについて

- (1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- (2) 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- (3) 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく審査請求がある。
- (4) 「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が一方の当事者となる(1)～(3)の事務又は事業において、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。これは、このような事務又は事業は、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する趣旨である。

4 本号ハについて

- (1) 「調査研究」とは、ある事柄を調べ、真理を探究することをいう。
- (2) 「その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」とは、①調査研究の途中

段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれ、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれをいう。これは、調査研究の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるため、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにする趣旨である。

5 本号ニについて

- (1) 「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいう。
- (2) 「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれなどをいう。これは、人事管理に係る事務について、組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で、当該組織の独自性を確保する趣旨である。

6 本号ホについて

- (1) 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人」とは、地方公営企業法第2条の適用を受ける企業又は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等若しくは地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- (2) 「その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」の判断に当たっては、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断しなければならない。これは、県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する趣旨である。

7 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について

- (1) 本号イからホまでに掲げた事務又は事業の外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得るものである。

- (2) 「当該事務又は事業の性質上」とは、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについての判断に当たり、当該事務又は事業の目的やその目的達成のための手法等に照らすという趣旨である。
- (3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、その支障の有無、程度等を客観的に検討して判断することが必要である。

第9条 部分開示

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 第1項は、行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにしたものである。
- 2 第2項は、開示請求に係る行政文書に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合に、特定の個人を識別させる部分を除くことによる部分開示について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

(1) 行政文書の開示請求に対しては、原則開示の精神に照らし、当該行政文書に部分的に不開示情報が記録されている場合には、当該行政文書全部の開示を拒むものではなく、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、それ以外の部分を開示しなければならないという趣旨である。

(2) 「容易に区分して除くことができる」とは、不開示情報が記録されている部分を、容易に当該部分の内容が分からないようにマスキング等を施し、行政文書から物理的に除くことができることをいい、行政文書のどの部分に不開示情報が記録されているかという記録部分の区分が困難な場合、区分は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合には、部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

したがって、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に区分

できない場合や、容易に区分できる場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に除くことができないとき（電磁的記録の中には、このように区分することが容易でも、除くことが技術的に困難なものがあり得る。）は、行政文書の全部を開示しない旨の決定を行うこととなる。

- (3) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報を除いた残りの部分が、情報としての意味をなさない文字、数字、符号等の羅列であると客観的に認められる場合等をいう。なお、「有意の情報」の判断に当たっては、開示請求の趣旨によらず、客観的に判断するものとする。

2 第2項関係

特定の個人を識別することができる情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

このため、第1項の規定だけでは、特定の個人を識別することができる情報については全体として不開示となることから、個人を識別させる氏名等の部分を削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、特定の個人を識別することができる情報についての特例を定めたものである。

- (1) 「公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の特定の個人を識別させる部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。（カルテ、反省文などの個人の健康状態、個人の人格と密接に関わる情報や、個人の未発表の研究論文などの情報は、個人を識別させる部分を除いたとしても、公にするとなお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。）
- (2) 「同号の情報に含まれないものとみなして」とは、特定の個人を識別させる部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、個人を識別させる部分を除いた部分は、第8条第2号の個人情報には含まれないものとみなす趣旨である。したがって、この場合においては、個人を識別させる部分を除いた部分については、同号以外の不開示条項に該当しない限り開示しなければならない。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第4-1(3)、2、3(1)(3)

第10条 公益上の理由による裁量的開示

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第8条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていても、個々の事例における特殊な事情によっては、実施機関の判断により、裁量的に当該行政文書を開示する余地を与えたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第8条各号の不開示情報の規定に該当する情報ではあるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいう。
- 2 第3条では、「実施機関は、・・・個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定されていることから、個人に関する情報について本条を適用する場合には、この規定の趣旨を十分に踏まえ、個人に関する情報を安易に開示することのないよう特に慎重に取り扱わなければならない。
- 3 「第8条第1号に該当する情報を除く」とは、法令等で公にすることが禁じられたものであり、裁量的開示の余地がなく、これを本号の対象から除くことを確認的に規定したものである。
- 4 本条により第三者に関する情報を開示する旨の決定をしようとする場合には、第16条第2項及び第3項の規定により、第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならないものである。

第 11 条 行政文書の存否に関する情報

第 11 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、実施機関が、一定の場合に、行政文書の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることについて定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

特定の個人名を挙げた病歴情報の開示請求のように、開示請求に係る行政文書の件名又は内容と当該行政文書に記録されている不開示情報（病歴情報）とが結びつくことにより、不開示と答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかにされることとなる場合があるものである。

2 存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。

3 なお、本条の適用に当たっては、請求者の権利を不当に侵害することのないように適正な運用が求められるものであり、実施機関は、その適正な運用を確保するため、本条を適用した事案については、事後に情報公開審査会に報告するものとする。

情報公開審査会は、この報告に基づき適用関係を確認し、必要と認める場合には、実施機関に対し、意見表明するものとする。

【参考】

本条（行政文書の存否に関する情報）に該当すると考えられる情報の具体例

- 1 特定の個人の病歴に関する情報（第8条第2号）
- 2 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第8条第3号）
- 3 犯罪の内偵捜査に関する情報（第8条第4号）
- 4 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物資に関する政策決定の検討状況の情報（第8条第5号）
- 5 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第8条第6号）

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第3-1(1)、2(5)、3(9)

第12条 開示請求に対する措置

- 第12条** 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の応答の義務及び手続を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

- (1) 「開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するとき」とは、開示請求に係る行政文書をすべて開示する旨の場合（全部開示決定）と、開示請求に係る行政文書のうち一部分について開示し、その他の部分については開示しない旨の場合（部分開示決定）をいう。

「その旨の決定」は、全部開示か部分開示かの別（部分開示の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別）を明らかにして行わなければならない。

- (2) 「その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知し」とは、実施機関の規則等の定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。

2 第2項関係

「開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）」とは、開示請求に係る行政文書について、そのすべてを開示しない場合（開示請求に係る複数の行政文書のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る行政

文書のすべてを開示しないときを含む。)をいい、具体的には、次のとおりである。

ア 開示請求に係る行政文書の全部に不開示情報が記録されているため、すべて不開示とする場合（不開示情報が記録されている部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）

イ 第11条（行政文書の存否に関する情報）の規定により開示請求を拒否する場合

ウ 開示請求に係る行政文書を当該実施機関が保有していない場合

エ 第2条第2項ただし書に規定する適用除外文書についての請求である場合

オ 第6条の規定により権利の濫用に当たる請求として、当該開示請求を拒否する場合

カ 第7条第2項の規定により開示請求書の補正を開示請求者に求めたにもかかわらず、不備が補正されない場合

キ 第18条又は第32条の規定によりこの条例による開示を行わない場合又はこの条例を適用しない場合

3 第3項関係

(1)「その理由を前各項に規定する書面に記載」するに当たっては、次に留意するものとする。

ア 本項における行政文書の開示をしない理由の記載は、実施機関の合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることにある。

理由の記載は、適法に不開示決定及び部分開示決定をするための要件である。したがって、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合の決定は、瑕疵ある処分とみなされる場合もあるので、その適用の基礎となった事実関係を踏まえて、不開示情報が明らかにならない限度でできる限り具体的に記載しなければならない。

イ 第8条各号の規定に該当することを理由とする場合

単に第8条各号の不開示条項のいずれかに該当することを明らかにするだけでなく、事案の内容に応じて、どの部分（情報）がどの不開示条項に該当するのか、及び具体的な不開示の理由を明らかにする必要がある。また、複数の不開示条項に該当する場合には、そのすべてについて記載するものとする。

ウ 第11条（行政文書の存否に関する情報）の規定により開示請求を拒否することを理由とする場合

開示請求に係る行政文書が仮に存在するとした場合に適用することとなる不開

示条項を示し、当該行政文書の存在を明らかにすることがなぜ不開示情報を開示することになるのかを示さなければならない。

エ 開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする場合

「作成・受領していない」「保存期間が満了し廃棄」等、保有していない理由を具体的に明らかにしなければならない。

オ その他の請求を拒否する理由に該当することを理由とする場合

請求を拒否する理由に該当する根拠となる条項を示し、事案の内容に応じて、請求を拒否することとなる理由を具体的に説明しなければならない。

- (2) 「当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができる」とは、当該理由が消滅する期日が確定している場合（おおむね1年程度）をいい、到来することが確実であってもその期日が不確定なものはこれに該当しない。

なお、この期日の明示については、開示請求に係る行政文書を当該期日に開示するという決定ではないため、開示請求者がなお開示を希望する場合には、その期日の経過後に、改めて行政文書の開示請求を行う必要がある。

4 運用上の留意点

- (1) 開示請求に対する決定を行う機関（者）は、各実施機関において定めるところによる。例えば、知事部局にあつては、当該決定は、千葉県事務決裁規程により、本庁においては当該行政文書を保有する各課の長が、出先機関においては当該行政文書を保有する出先機関の長が、それぞれ専決することとなる（同規程第25条により専決できない事項があることに留意すること。）。
- (2) 千葉県行政文書管理規則第12条第3項の規定により政策法務課長が引き継いで保存する簿冊等に整理された行政文書の開示決定等については、文書管理責任者である各課の長が専決することとなる。
- (3) 千葉県行政文書管理規則第13条第1項又は第2項の規定により文書館に移管された簿冊等に含まれる文書については、第2条第2項第2号の規定により、行政文書から除かれることとなる。
- (4) 本条第3項後段に該当する場合、実施機関は、併せて廃棄予定年月日を開示請求者に示すものとする。また、不開示理由の消滅する期日までに保存期間が満了する行政文書を含む簿冊等については、その消滅する期日が属する年度の翌年度の4月1日から更に1年間保存期間の延長の措置をとり、新たな廃棄予定年月日を開示請求者に示すものとする。

- 5 開示請求に対する決定の事務処理については、実施機関の定める事務取扱要綱によるものとする。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則 第3条

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第3-3(1)、(2)、(3)、(7)、(8)、(9)

第8-1(2)、2

第13条 開示決定等の期限

第13条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

本条一部改正（令和元年条例24号）

【趣旨】

- 1 本条は、開示請求に対する実施機関の応答の期限について定めたものである。
- 2 第2項は、期間を延長できる場合、その期間及び手続について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

本項の規定により、実施機関は、行政文書の開示請求があった日から15日以内に当該行政文書の開示決定等を行わなければならない。

なお、公文書公開制度の見直しに係る千葉県公文書公開審査会答申（平成12年8月）が、「この場合においても、『情報公開制度が有効に機能するためには、公文書を公開するかどうかの適正かつ迅速な決定と、速やかな公開の実施が必要不可欠である』との認識のもと、実施機関は、引き続き真摯な対応に努めなければならない」としていることを踏まえ、実施機関は、速やかに開示決定等を行うよう努めるものとする。

(1) 「開示請求があった日」とは、総合窓口及び各出先機関窓口において開示請求書を受け付けた日をいう。

(2) 開示決定等の期間は、開示請求があった日の翌日から起算する。

なお、当該決定等の期間の満了日が休日（千葉県の休日に関する条例第1条に規定する休日（ただし、開庁日を除く。）をいう。）に当たるときは、当該休日後において最も近い休日でない日が満了日となる。

(3) 「補正に要した日数」とは、実施機関が第7条第2項の規定により補正を求めたから、開示請求者が、開示請求書とその求めに応じて補正するまでの期間をいう。

この場合、形式上の不備がある開示請求書であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれるが、開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正がされないことが明確になったのであるから、その時点以降は補正に要する日数には当たらないものである。

2 第2項関係

- (1) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が、決定期間内に開示決定等をするよう誠実に努力しても、当該期間内に開示決定等をする事ができない次のような場合をいう。

ア 大量の行政文書の開示請求があり、当該請求に係る行政文書のすべてについて期間内に開示するかどうかの判断をすることが困難な場合

イ 一度に多くの種類の行政文書の開示請求があり、当該請求に係る行政文書を短期間に検索することができない場合、又は開示請求された行政文書の内容が複雑で期間内に開示決定等をする事が困難な場合

ウ 開示請求に係る行政文書に県以外のものに関する情報が記録されているため、当該情報に係る県以外のものに対し意見書提出の機会を付与するなどの必要がある場合

エ 天災等予測し難い突発的な事由により業務に支障を来し、開示決定等をする事が困難な場合

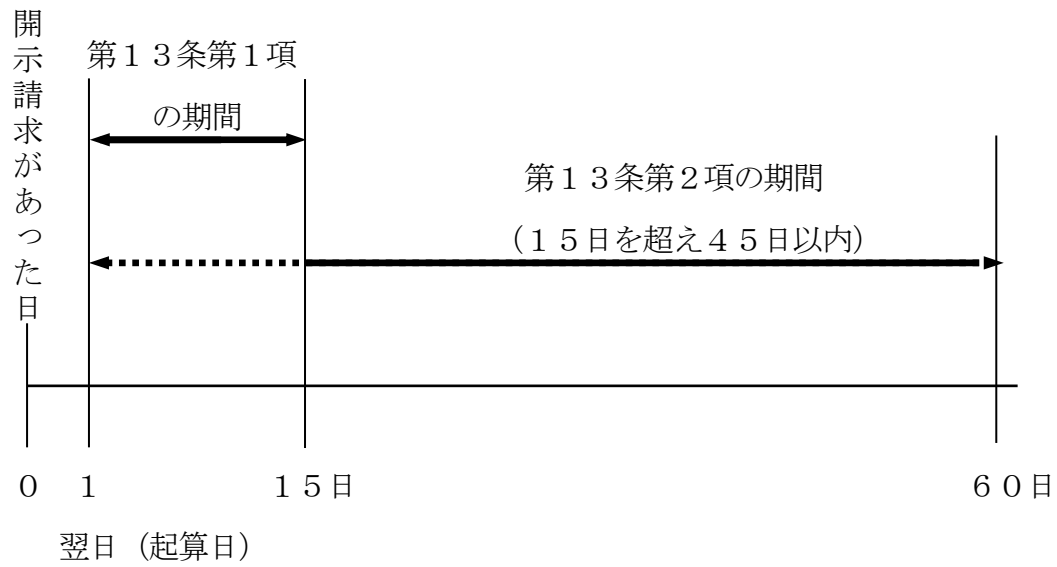
オ その他の合理的な理由により、期間内に開示決定等をする事が困難な場合

- (2) 「同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる」とは、第1項の期間と本項の期間とを合わせて、開示請求があつた日から60日以内に処理すればよいという趣旨である。しかし、本項による延長期間は必要最小限のものでなければならず、また、延長の事由が消滅したときは、直ちに開示決定等をしなければならない。

- (3) 「延長後の期間及び延長の理由を書面により通知し」とは、実施機関の規則等の定める通知書様式により、延長後の期間及び延長理由を記載して通知することをいう。

3 運用上の留意点

総合窓口で開示請求書を受け付けた場合には、受け付けた日の翌日が起算日となるものであり、当該開示請求に係る行政文書を保有している本庁の課・局、各出先機関に総合窓口から開示請求書が届いた日の翌日が起算日となるものではない。



【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則 第4条

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第3-3(5)

第14条 開示決定等の期限の特例

第14条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限

【趣旨】

- 1 本条は、著しく大量な行政文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めたものである。
- 2 本条は、開示請求の処理と他の事務又は事業の遂行との適切な調和を図るものである。

【解釈及び運用】

- 1 「開示請求に係る行政文書が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実施機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断されるものである。

例えば、一人の開示請求者が特定の部局に著しい大量請求をする場合のほか、多数の開示請求者が同時期に特定の部局に開示請求を行い、結果として著しく大量の開示請求を受けることとなる場合が考えられる。なお、大量の行政文書の開示請求がなされても、複数の部局で処理することとなり、当該各部局において支障なく処理ができる場合には本条に該当しない。

- 2 「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない程度の遅滞を来すことをいう。
- 3 「相当の部分」とは、実施機関が通常60日以内に処理することができる分量であり、かつ、ある程度のまとまりのある部分をいう。
- 4 「相当の期間」とは、残りの行政文書について実施機関が処理するに当たって必要

とされる合理的な期間をいう。

5 「同条第1項に規定する期間」とは、開示請求があった日から15日間（補正に要した期間を除く。）をいう。

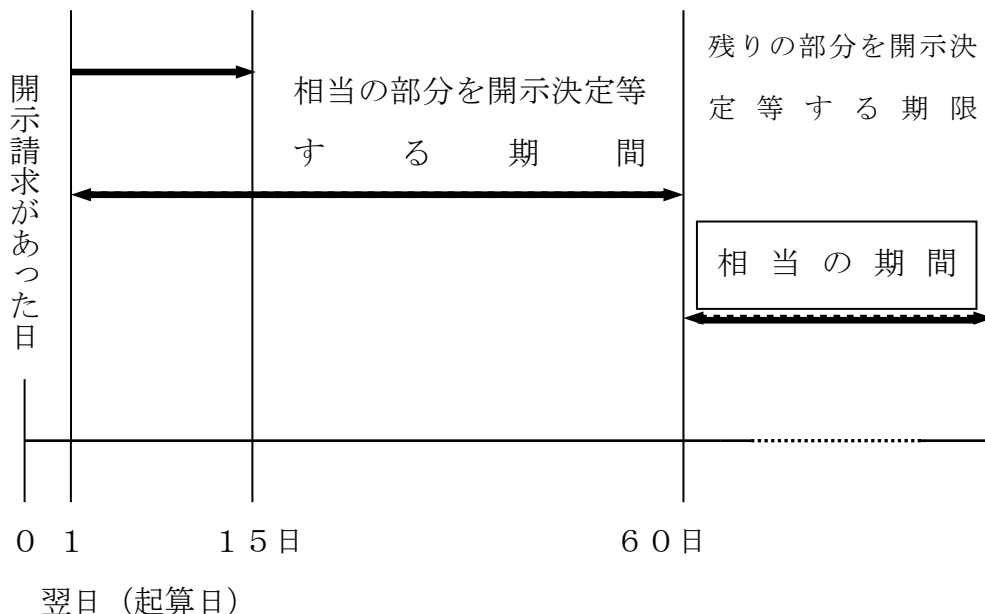
6 「開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知し」とは、実施機関の規則等の定める通知書様式により、「この条を適用する旨及びその理由」及び「残りの行政文書について開示決定等をする期限」を記載して通知することをいう。

なお、当該通知は、第13条第1項の期間内（15日以内）に、開示請求者に通知するものとする。

7 「この条を適用する旨及びその理由」は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であること、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をするのが、通常の事務の遂行に著しい支障を及ぼすことをできるだけ具体的に示すものとする。

8 「残りの行政文書について開示決定等をする期限」とは、最終的に当該開示請求に係るすべての行政文書についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限をいう。

第14条適用の通知



【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則 第5条

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第3-3(6)

第15条 事案の移送

第15条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第12条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、他の実施機関への開示請求事案の移送について、要件及び手続を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

- (1) 「他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由」とは、開示請求に係る行政文書に他の実施機関の事務又は事業に密接に関連する情報が記録されており、他の実施機関に判断を委ねた方が迅速かつ適切な処理ができる等の合理的な理由をいう。
- (2) 「当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送する」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うこととなる。
- (3) 「事案を移送した旨を書面により通知し」とは、実施機関の規則等の定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。

2 第2項関係

「移送前にした行為」とは、第7条第2項の規定により補正を求めた場合など本条例に基づき移送前にした行為すべてをいい、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送後においては移送を受けた実施機関の行為とみなされる。

なお、移送を受けた実施機関は、原則として、移送をした実施機関に開示請求があった日の翌日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならないことに特に留意する必要がある。

3 第3項関係

「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」としているのは、移送を受けた実施機関が開示請求に係る行政文書を保有していない場合があること等を想定し、そのような場合には、移送をした実施機関は、移送を受けた実施機関に当該行政文書を貸与する等開示の実施に必要な協力をすべきことを義務付けたものである。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則 第6条

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第3-4

第15条の2 議長への事案の移送

第15条の2 実施機関は、開示請求に係る行政文書が千葉県議会事務局の職員により作成されたものであるときその他千葉県議会議長（以下「議長」という。）において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、議長と協議の上、議長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案に係る行政文書の開示請求は、移送を受けた議長に対する千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号）第7条第1項の開示請求とみなして、同条例の規定を適用する。この場合において、同条例第13条第1項ただし書中「第7条第2項」とあるのは、「千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第2項」とする。

3 第1項の規定により事案が移送された場合において、議長が開示の実施をするときは、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

本条一追加（平成13年条例49号）

【趣旨】

本条は、議長への開示請求事案の移送について、要件及び手続を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

- (1) 「千葉県議会議長において開示決定等を行うことにつき正当な理由」とは、開示請求に係る行政文書に議会の事務又は事業に密接に関連する情報が記録されており、議長に判断を委ねた方が迅速かつ適切な処理ができる等の合理的な理由をいう。
- (2) 「議長と協議の上、議長に対し、事案を移送する」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、議長との間で協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うこととなる。
- (3) 「事案を移送した旨を書面により通知し」とは、実施機関の規則等の定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。

2 第2項関係

- (1) 「議長に対する千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号）第7条第1項の開示請求とみなして、同条例の規定を適用する」とは、議長に事案

が移送された場合には、移送をした実施機関に対する開示請求を議長に対する開示請求とみなして、千葉県議会情報公開条例の規定を適用することとしたものである。

なお、議長は原則として移送をした実施機関に開示請求があった日の翌日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならないことに、実施機関は特に留意する必要がある。

- (2) 「この場合において、同条例第13条第1項ただし書中「第7条第2項」とあるのは、「千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第2項」とする」とは、実施機関から議長へ事案を移送する場合には、開示請求書に形式上の不備があると認められるものについて、実施機関において、あらかじめ補正を求めることを踏まえたものである。

3 第3項関係

「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」とは、移送を受けた議長が開示請求に係る対象文書を保有していない場合があることを想定し、そのような場合には、移送をした実施機関は、議長に当該対象文書を貸与する等開示の実施に必要な協力をすべきことを義務付けたものである。

4 その他

議長から実施機関への事案の移送については、千葉県議会情報公開条例第16条に、実施機関から他の実施機関への事案の移送については、本条例第15条に同旨の規定がある。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則 第6条

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第3-4

第16条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

第16条 開示請求に係る行政文書に県以外のものに関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る県以外のものに対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この項、第21条第2項及び第22条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第8条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 当該第三者に関する情報が記録されている行政文書を第10条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前各項の規定により意見書の提出の機会を与えられたものが当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出したものに対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

本条の一部改正（平成14年条例60号、16年64号、28年15号）

【趣旨】

本条は、開示請求に係る行政文書に県以外のものに関する情報が記録されている場合には、これを開示することにより、当該県以外のものに不利益を与えることも考えられることから、その権利利益を保護するために、意見書提出の機会の付与等の措置について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

本項は、実施機関が開示請求に係る処理を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、県以外のものに対し意見書を提出する機会を付与することができる旨を定めたものである。

- (1) 「県以外のもの」とは、個人、法人（千葉県を除く。）及びその他の団体をいう。
- (2) 「県以外のものに関する情報」には、県以外のものが識別できる情報に限らず、県以外のものに何らかの関連性を有する情報も含まれる。
- (3) 「実施機関が定める事項」とは、実施機関の規則等の定めるところであり、次に掲げる事項をいう。

ア 開示請求の年月日

イ 開示請求に係る行政文書に記録されている当該県以外のものに関する情報の内容

ウ 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

- (4) 「意見書を提出する機会を与える」とは、県以外のものに対し意見書を提出することができる旨、原則として書面により、輕易な場合には口頭により、通知することをいうが、口頭により通知した場合において開示に反対の意思が明らかになったときは、反対意見書の提出について説明するものとする。

2 第2項関係

本項は、第三者（「県以外のもの」から、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者を除いたもの）に関する情報が記録されている行政文書を公益上の理由により開示しようとする場合には、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書を提出する機会を付与しなければならない旨を定めたものである。

- (1) 「次の各号のいずれかに該当するとき」とは、第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、次のいずれかに該当するときをいう。

ア 個人情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、公にすることが必要と認められるとき（第8条第2号ロ）。

イ 法人等情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、公にすることが必要と認められるとき（第8条第3号ただし書）。

ウ 不開示情報が記録されている行政文書ではあるが、開示することに特に公益上

の必要性があると認められるとき（第10条）。

- (2) 「その他実施機関が定める事項を書面により通知し」とは、実施機関の規則等の定める通知書様式により、次に掲げる事項等を記載して通知することをいう。

ア 開示請求の年月日

イ 条例第16条第2項各号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

ウ 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

エ 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

- (3) 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」とは、実施機関が第三者の所在について合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、意見書を提出する機会を付与しなくともよい趣旨である。

3 第3項関係

本項は、前2項の規定により反対意見書を提出したものに対し、開示決定に対する審査請求又は訴訟を提起する機会を確保するため、実施機関は、開示決定の日と開示を実施する日との間に一定期間を置き、かつ開示決定をした旨等を通知しなければならないことを定めたものである。

- (1) 「開示に反対の意思を表示した意見書」とは、意見書において開示を望まない意思が明らかであれば足りるものである。
- (2) 「開示決定をするとき」とは、反対意見書を提出したものに関する情報のうち反対の意思を表示した部分を開示することとなる決定をする場合をいう。
- (3) 「少なくとも2週間」とは、反対意見書を提出したものが審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として設けたものであり、個別の事案に応じ、2週間以上の期間を置くことも可能であるが、反対意見書を提出したものの利益と開示請求者の迅速な開示への期待とを比較衡量する必要がある。
- (4) 「書面により通知し」とは、実施機関の規則等の定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則 第7条、第12条

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第3-5、第8-1(1)

第17条 開示の実施

第17条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

【趣旨】

本条は、行政文書の開示について、その実施の方法を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 行政文書の形態に応じた開示の方法は、次のとおりである。

(1) 文書又は図画

閲覧又は写しの交付（マイクロフィルムは、マイクロプリンターにより複写したものをもって閲覧又は写しの交付の対象とする。）

(2) 電磁的記録

電磁的記録の開示方法については、専用機器の普及状況等、技術的・専門的な観点から検討が必要であり、実施機関が規則等で定める方法により行うこととした。具体的には次のとおりである。ただし、プログラムを用いて行う必要があるものについては実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。

ア 録音テープ、ビデオテープ等の音声又は映像が記録されたものについては、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
イ ア以外の電磁的記録については、原則として、当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付（当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。）

2 著作物に関しては、著作権法に調整措置が講じられているが、情報公開条例による開示のために必要と認められる限度を超えて、利用することは著作権法上、問題となる場合があることに注意を要する。

3 「当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。

ア しばしば開示請求されることが予想される行政文書、又は長期保存文書とされている行政文書等であって、原本を開示することが行政文書の汚損、破損につながるおそれがある場合

イ 行政文書の一部を開示する場合、又は台帳等日常業務に使用している行政文書であって、原本を開示することにより事務又は事業に支障を及ぼすおそれがある場合

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則 第8条、第9条

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第4、第8-1(3)、2(1)

第18条 他の制度との調整

第18条 他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付による開示が認められている行政文書にあっては、当該他の法令等が定める方法（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、この節の規定は、適用しない。

2 県の文書館、図書館その他の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書であつて、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものについては、この節の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、他の法令等による閲覧制度や閲覧又は貸出しを目的として運営されている施設における閲覧・貸出制度との調整を図るため、定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

(1) 本項は、他の法令等の規定により何人にも閲覧等による開示が認められている行政文書については、当該他の法令等の定める開示の方法と本条例による開示の方法が同一となる限度において、第1節（行政文書の開示）の規定による開示を行わないこととしたものである。

「他の法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付による開示が認められている行政文書」の例としては、次のようなものがある。

ア 閲覧等の方法を定めているもの

- 宅地建物取引業者名簿等の閲覧（宅地建物取引業法第10条）
- 都市計画決定図書の縦覧（都市計画法第20条第2項）
- 電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧（電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条）

イ 閲覧等の期間を限定しているもの

- 自然環境保全地域の指定案の縦覧（千葉県自然環境保全条例第6条第3項……公告の日から2週間）
- 土地改良事業計画書及び定款の写しの縦覧（土地改良法第8条第6項……公告後、20日以上相当の期間内）

ウ 閲覧等に係る対象文書の範囲を限定しているもの

- 公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧（公職選挙法第192条第4項……領収書の写し等の添付書類は閲覧の対象外）
- 特定非営利活動法人の設立認証申請書添付書類の縦覧（特定非営利活動促進法第10条……役員就任承諾書及び誓約書等は縦覧の対象外）

(2) (1)で例示した行政文書等については、法令等に定められている方法と同一の方法による開示は行わないので、それらの方法による開示の実施を求める開示請求には応じないものである。

なお、次のような開示請求があったときは応ずるものであり、実施機関は、開示・不開示の判断その他必要な事務処理を行わなければならない。

ア 法令等が閲覧又は縦覧の手続のみを定めている場合において、対象行政文書の写しの交付を求める開示請求があったとき。

イ 法令等が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間外に対象行政文書の開示請求があったとき。

ウ 法令等が閲覧等の対象とする行政文書の範囲を限定している場合において、当該範囲外の行政文書の開示請求があったとき。

エ 法令等が閲覧等の請求者を限定している行政文書の開示請求があったとき。

なお、法令等が閲覧等の請求者を利害関係者等に限定している行政文書については、「何人にも」閲覧等が認められているものではないので、当該利害関係者等も含め、本条例が適用されることに留意しなければならない。

法令等が閲覧等の請求者を限定している例としては、次のようなものがある。

- 関係簿書の閲覧（土地区画整理法第84条第2項……利害関係者）
- 市街地再開発事業に関する簿書の閲覧又は謄写（都市再開発法第134条第2項……利害関係者）

2 第2項関係

本項は、県の文書館、図書館等の施設において県民の利用に供するために管理され、閲覧又は貸出しをすることができる行政文書については、第1節（行政文書の開示）の規定による開示を行わないこととしたものである。

(1) 「その他の施設」とは、図書、資料、刊行物等を一般の閲覧に供し、又は貸し出すことを事務又は事業として行っている施設をいい、公の施設であるか事務所であるかなどの態様を問わない。また、建物の一部に閲覧コーナー等の区画を設けてい

るものも含まれる。

- (2) 「県民の利用に供することを目的として管理している行政文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるもの」とは、各施設において管理している行政文書であって、専ら一般に閲覧させ、又は貸し出すことができる図書、資料、刊行物等をいう。

第19条 費用負担

第19条 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、文書、図画の写しの交付に要する費用又は電磁的記録を用紙に出力したもの若しくは別の媒体に複製したものの交付に要する費用については、開示請求者が負担しなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「その他の物品の供与」とは、電磁的記録を用紙に出力したものの交付のほか、電磁的記録を別の媒体に複製して交付する場合の録音テープ、ビデオテープ、フロッピーディスクなどの供与をいう。
- 2 「供与に要する費用」とは、交付する文書、図画の写しその他の物品の作成に要する費用をいう。
- 3 費用の額、徴収の方法等については、実施機関の定める事務取扱要綱によるものとする。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第4-8

(指定管理者が行う公の施設の管理に関する文書の開示事務)

公の施設の指定管理者としては、株式会社等の民間法人を含む法人等が指定されることとなる。

当該法人等は県とは別の法人格を有し、活動の独立性や主体性を尊重されるべきであるが、指定管理者の業務は県の設置する公の施設の管理に関する業務であり、また指定管理者は地方自治法第244条の2第10項により、県から業務に関して報告を求められる立場にある。

そこで、公の施設の設置者である県の実施機関が、情報公開条例の目的である県民への説明責務を全うするため、指定管理者が行う公の施設の管理に関する文書の開示事務を行うものである。

そのため、指定管理者が作成し、又は取得した文書（公の施設の管理業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）に関しては、指定管理者の指定に際しての条件や、県と指定管理者が結ぶ協定において、その取扱方法等の定めが置かれている。

公の施設の管理文書についての開示請求は、原則的には当該公の施設の管理を所掌する実施機関が指定管理者に対し、開示請求に係る管理文書の提出を求めて、開示決定等を行うものとする。

この場合においても、原則として第13条第1項に定める期間内に開示決定等を行わなければならないことに留意するものとする。

また、当該開示決定等に対する審査請求については、開示決定等を行った実施機関が受け付け処理するものとする。

【参考】

(指定に係る条件：例)

- 1 千葉県〇〇センターの指定管理者である〇〇〇〇株式会社が作成し、又は取得した文書（千葉県〇〇センターの管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。
- 2 〇〇〇〇株式会社が保有する管理文書について、（知事）に対し個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、（知事）からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。

(指定管理者と締結する協定書：例)

(文書管理)

第〇〇条 指定管理者（乙）は、〇〇センターの管理業務に係る各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る管理文書（乙が作成し、又は取得した文書（〇〇センターの管理業務に係るものに限る。）をいう。次条において同じ。）の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関する必要な事項を定め、千葉県（甲）に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から報告があったときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(管理文書の提出)

第〇〇条 甲は、管理文書について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づく行政文書の開示の請求を受けた場合において、これらの請求に係る管理文書を保有していないときは、乙に対し、当該管理文書の提出を求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により求めがあったときは、当該管理文書を保有していない場合を除き、甲に当該管理文書を提出しなければならない。この場合において、乙は、個人情報保護に関する法律及び千葉県情報公開条例に基づく開示請求に対する措置に関し、意見を述べることができる。

3 甲は前項の規定により提出のあった管理文書に係る開示請求に対応する事務（当該管理文書に係る開示請求に関する争訟の事務を含む。）が終了したときは、乙に当該管理文書を返却するものとする。

4 乙は、第2項の規定により管理文書を提出しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該管理文書に代えて、その写しを提出することができる。

(1) 管理文書の保存に支障を生ずるおそれがあるとき。

(2) 管理文書を〇〇センターの管理業務に使用する必要があり、これを提出すると〇〇センターの管理業務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、正当な理由があると認められるとき。

(個人情報の保護)

第〇〇条 乙は、〇〇センターの管理業務を実施するに当たって取り扱う個人情報について、別記3「個人情報取扱特記事項」（省略）を遵守しなければならない。

第2節 審査請求

第20条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

本条—一部改正（平成13年条例60号）、全部改正（平成28年15号）

【趣旨】

行政不服審査法第9条第1項は、審査請求された審査庁は原則として審理員を指名しなければならない旨を規定しているが、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員の指名を要しないこととしている（同項ただし書）。

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項ただし書の「特別の定め」として審理員の適用を除外するものである。

【解釈及び運用】

1 どのような処分について審理員の指名を不要とするかは、各地方公共団体の判断に委ねられているが、一般には、例えば、審理員を指名しなくても審理・裁決の公正性が確保されるといったように、一定の合理的理由があることが必要であると考えられている。

本県では条例で、審査請求については速やかに、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）へ諮問することとしており、処分の性質、これまでの審査会の関与の在り方及び実績等に照らし、審理員による審理が不要と考えられることから、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は適用しない旨の規定を置くこととした。

2 行政不服審査法第9条第1項ただし書の特別の定め（本条）がある場合においては、同条第3項の規定による読み替えにより、審理手続における「審理員」は、「審査庁」と読み替えられることとなる。

審査庁は審査請求を受け、これに対する応答として裁決を行う行政庁であり、原則として、処分庁等の上級行政庁が審査庁となり、処分庁等に上級行政庁がない場合は、当該処分庁等が審査庁となる（行政不服審査法第4条）。

したがって、警察本部長以外の実施機関においては、処分庁等が審査庁となり、行政不服審査法上の審理手続を行うこととなる。

- 3 「特別の定め」により審理員制度の適用を除外したため、行政不服審査会への諮問は不要となる（行政不服審査法第43条参照）。

第21条 審査会への諮問等

第21条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 諮問実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

本条の一部改正（平成28年条例15号）

【趣旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、審査請求を受けた実施機関は、原則として、審査会に諮問しなければならないことを定めたものである。また、諮問実施機関は、審査会に諮問をした旨を審査請求人、参加人等に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

審査請求の審査に当たっては、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決が期待できることから、本条例においては、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求があったときは、審査会へ

諮問を行い、審査会の答申を受けて、裁決をすべきこととしているものである。

審査会への諮問は、「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに」行うとされていることについては、45日を標準的な処理期間とする。

- (1) 「開示決定等・・・について審査請求があったとき」とは、第12条第1項又は第2項の決定に対し、開示請求者又は行政文書が開示されることによりその権利利益が害されることとなるものが、行政不服審査法による審査請求を行った場合をいう。
- (2) 「開示請求に係る不作為について審査請求があったとき」とは、開示請求者が、当該開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、実施機関が開示請求に対して何らの処分をもしない場合に、当該不作為についての審査請求を行った場合をいう。
- (3) 第1号関係

「審査請求が不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項の規定により却下する場合をいい、このような場合においては、審査会の調査審議を経るまでもなく客観的に判断できるものであるので、実施機関は諮問を要しないこととしたものである。

本号に該当する事例としては、次のような場合がある。

- ア 審査請求期間を徒過し、かつ、そのことについて正当な理由がないことが明白であるとき。
- イ 審査請求適格のないものからの審査請求であるとき。
- ウ 審査請求書の記載の不備等について補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき。

- (4) 第2号関係

第2号は、審査請求人の主張を全面的に認める場合であり、審査会に諮問する必要性に乏しいため、実施機関は諮問を要しないこととしたものである。

なお、当該行政文書を開示することについて、第16条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）の規定により当該行政文書の開示に反対する旨の意見書（反対意見書）が提出されている場合には、必ず審査会に諮問しなければならない。

- ア 「裁決で、審査請求の全部を認容し」とは、不開示とした判断が違法又は不当であり、開示が相当であるとして、裁決で、不開示決定を取り消し、又は原処分を開示する旨の決定に変更する場合をいう。

イ 「当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合」とは、開示請求者が不開示とされた行政文書のうち一部についてのみ審査請求をしたときに、当該部分のすべてについて開示することとする場合を意味するものであり、審査請求人が不開示を争わなかった部分については、対象とならない。

2 第2項関係

(1) 通知をすべき相手方の範囲は、次に掲げるとおりである。

ア 審査請求人及び参加人

イ 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

ウ 当該開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(2) 「参加人」とは、行政不服審査法第13条の規定により、実施機関の許可を得て、又は実施機関の求めに応じ、当該審査請求に参加したものをいう。

(3) 「諮問をした旨を通知し」とは、実施機関の規則等の定める通知書様式により、必要事項を記載して通知することをいう。

3 第3項関係

「答申を受けたときは、これを尊重して」とは、審査会が、本条例及び情報公開制度全般に精通していること、審査請求に係る行政文書の内容を実際に見分した上で審議することができることから、その救済機関としての機能に鑑み、実施機関は、審査請求に対する裁決を行うに当たっては、その答申を尊重しなければならないことをいう。

「速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。」とされていることについては、答申が原処分を妥当とする場合は30日を、その他の場合は60日を標準的な処理期間とする。

4 審査請求があった場合の事務処理については、実施機関の定める事務取扱要綱によるものとする。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則 第10条

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第5-5、10

第22条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

本条の一部改正（平成28年条例15号）

【趣旨】

本条は、第三者からの審査請求を棄却する場合等において、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保するため、第16条第3項の規定を準用することを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 本文関係

本条各号のいずれかに該当する場合には、第16条第3項を準用し、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間以上の期間を置かなければならないこととするとともに、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならないものである。

2 第1号関係

本号は、開示決定に対する第三者からの審査請求について、却下又は棄却の裁決を行う場合をいう。

処分の取消しの審査請求は、不開示決定を受けた開示請求者に限らず、開示決定に係る行政文書に自己の情報が記録されている第三者であって、当該情報が開示されることにより自らの権利利益が侵害されるものも行うことができる。したがって、開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、不服申立適格を有しないことを理由とした却下も対象となるものである。

3 第2号関係

本号は、審査請求を受けた実施機関が、行政文書の全部又は一部を不開示とする決定について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して開示することとする場合をいう。

- (1) 「審査請求に係る開示決定等」とは、本号において定義されているとおり、全部開示の決定を除いたものをいう。
- (2) 「変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決」とは、行政不服審査法第46条第1項の規定により、原処分を開示決定に変更する裁決をいう。
- (3) 「第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合」とは、第三者が参加人として、審査請求手続において、実施機関又は審査会に対し、行政文書の開示に反対の旨の意見書の提出等を行っている場合をいう。

なお、原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第21条第2項の規定により、諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。

- (4) 開示決定等を取り消す裁決については、実施機関において、再度開示請求に対する開示・不開示の決定を行うことになるので、第16条第3項が直接適用される。なお、原処分が行われる際に反対意見書を提出せず、その後の不服審査手続において参加人となり初めて反対の意思を表示した第三者には、第16条第3項の規定は直接適用されないが、このような第三者についても、本条の趣旨にかんがみ、同項の手続に準じた取扱いをすることが適当である。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第5-12

第23条 審査会の調査権限等

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見の陳述若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすること又は審査請求人等に口頭で意見を述べる機会若しくは意見書若しくは資料を提出する機会を与えることができる。

5 審査会は、前2項の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を送付しなければならない。

6 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について審査請求人等から閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）の求めがあったときは、これを拒んではならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

7 審査会は、第5項の規定による送付をし、又は前項の閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

8 審査会は、第6項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

本条の一部改正（平成28年条例15号）

【趣旨】

本条は、審査会が適切な判断を行えるようにするため、調査審議に必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を有すること及び審査請求人等が審査会に提出された意見書又は資料について、閲覧の請求をすることができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

審査会において、諮問実施機関の開示・不開示の判断が妥当かどうか等について迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が開示決定等に係る行政文書を実際に見分することが有効であることから、いわゆるインカメラ審理を行うことができることを明記したものである。

(1) 審査会は事案の審議に当たり、通常の場合には、当該行政文書を直接見分した上で判断を行うこととなる。ただし、個人情報、犯罪予防等情報などの中には、情報の内容により特別な配慮を必要とするものがあり、その場合には、審査会が当該行政文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性を考慮して、審査会として当該行政文書の提示の要否を判断することになる。

(2) 「何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない」とは、審査会に提示された行政文書は、まさにその開示決定等の当否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、当該行政文書の開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ、委員以外の者がこれを閲覧することは不適當であるとする趣旨である。

2 第2項関係

審査会が調査審議を行う上で必要と認めた開示決定等に係る行政文書の提示を求めたときは、諮問実施機関はこれを拒むことはできないものである。

3 第3項関係

審査会の調査審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示条項の規定が複雑に関係するような事案などについて、不開示とした部分、適用した不開示条項及び当該条項を適用した理由を一定の方式で分類・整理した書類（ヴォーン・インデックス）を諮問実施機関に作成させ、その説明を聴くことができるものである。

4 第4項関係

審査会は、その調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、インカメラ審理や

ヴォーン・インデックス提出要求のほか、本項により、審査請求人等に意見書や資料の提出を求め、又は適当と認める者に陳述を求めるなどの調査ができるものである。

また、審査会は、必要があると認める場合には、審査請求人等に口頭による意見陳述の機会又は意見書若しくは資料の提出の機会を与えることができるものである。

5 第5項関係

本項は、提出された意見書等に対する的確な反論を求めることにより、審査会がより十分な審議をなし得るようにするため、原則として、審査会に提出された意見書等の写しを当該意見書等を提出したもの以外の審査請求人等へ送付することとしたものである。

「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、審査会に提出された意見書又は資料に個人又は法人等に関する情報が記録されており、当該意見書又は資料の写しを送付することにより、当該個人又は法人等の権利利益を害するおそれがある場合をいい、「その他正当な理由があるとき」とは、審査会に提出された意見書又は資料が公になることにより行政運営上支障を生ずる情報が記録されている場合等をいう。

6 第6項関係

本項は、審査請求人等から審査会に提出された意見書又は資料は、審査請求人等の弁明・反論のため参考となる場合が多く、また、審査会における公平な審議にも資することから、審査請求人等が、審査会に対して意見書又は資料の閲覧を請求できることを定めたものである。

- (1) 「電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧」は、音声又は映像が記録されたものについては、それぞれ専用機器により再生したものの視聴により、その他の電磁的記録にあつては、電磁的記録の内容を用紙に出力したものの閲覧により行う。ただし、容易に対応できるときは、パーソナルコンピュータのディスプレイ装置等の専用機器により再生したものの閲覧により行うことができる。
- (2) 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、意見書又は資料に、個人又は法人等に関する情報が記録されている場合等であり、「その他正当な理由があるとき」とは、正当な防御権の行使でなく権利の濫用にわたる場合や審査会に提出された意見書又は資料が公にされることにより、行政運営上支障を生じる情報が記録されている場合等をいう。

- (3) 閲覧の求めのあった意見書又は資料に一部でも開示できない部分があれば全部閲覧を拒否しうるわけではなく、閲覧可能な部分を分離して開示しなければならない。
- (4) 本項は、審査請求人等に閲覧請求権のみを認めており、複写請求権までは認めていない。

7 第7項関係

意見書又は資料の送付をし、又は閲覧をさせようとするときは、原則として、当該意見書又は資料を提出したもの(以下「提出人」という。)に対し、送付又は閲覧等の可否についての意見を聴取する。

- (1) 審査会は、提出された提出人の意見に拘束されないので、意見の聴取を行う際には、提出人にその旨を明確にしておく。
- (2) 審査会が、提出人から意見を聴くまでもなく、閲覧等を拒むことができる「正当な理由」に該当するか否かについて判断が可能である場合には、提出人の意見を聴く必要はない。
- (3) 意見聴取の方式としては、閲覧等の求めに対する決定を迅速に行う観点から、当該求めがあった際に、提出人に対し、一定の回答期限を付して、求めがあった提出書類等の閲覧等の可否についての意見及びその理由を提出するよう、書面により照会する。
- (4) 提出書類の提出時に、提出人から、当該資料の審査請求人等による閲覧等の可否についての意見及びその理由が提出されている場合は、改めて提出人から意見を聴く必要はない。

8 第8項関係

閲覧の日時・場所の指定は、審査会の事務処理に支障が生じないよう、又、審査請求人の権利利益の擁護の趣旨を損なわない範囲で行わなければならない。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第5-8、9
千葉県情報公開審査会部会設置及び議事運営に関する要領 第5条～第13条

第24条 秘密の保持

第24条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【趣旨】

本条は、審査会の委員の守秘義務について定めたものである。

【解釈及び運用】

審査会の委員は、特別職に属する地方公務員であり、地方公務員法の守秘義務を負うものではないが、不開示情報が記録された行政文書を実際に見分して審議するなどの担任する事務の性格に照らし、守秘義務を課しているものである。

第25条 削除

(令和元年条例24号)

第3章 情報公開の総合的な推進

第26条 情報公開の総合的な推進

第26条 県は、前章に定める行政文書の開示のほか、情報の提供に関する施策の充実を図り、県民が県政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、情報公開を総合的に推進していく県の責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 県民参加による行政を一層推進するためには、行政文書の開示を中心とした開示請求権制度と県が各種の方法で行う情報提供施策とが車の両輪となって、県政情報の公開を総合的に推進していく必要がある。
- 2 「情報の提供に関する施策の充実」とは、文書館行政資料室、図書館等における行政資料の閲覧、広報紙誌、広報番組、インターネット等による県政情報の発信、報道機関への積極的な情報提供等、県自らが県政情報を県民に対し発信していく施策を質・量ともに充実させることをいう。
- 3 「迅速かつ容易に得られる」とは、様々な県政情報について、県民が必要なときに入手できる状況をいい、県民参加による行政を一層推進するための前提となるものである。したがって、県は、提供する情報の内容を充実させるとともに、適時・適切な情報の提供に努めるものとする。

第27条 情報提供施策の拡充

第27条 実施機関は、県政に関する情報を積極的に公表する制度の整備に努めるとともに、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の拡充に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が行わなければならない情報提供施策の内容を定めたものである。

【解釈及び運用】

1 「県政に関する情報を積極的に公表する制度」とは、「情報公開の総合的な推進」の趣旨を踏まえ、開かれた県政を推進し、県民参加による行政を一層推進するため、県民に対して適時・適切に分かりやすい形で県政情報を公表していく制度をいう。実施機関は、「県政情報の公表に関する要綱（平成13年2月19日制定）」に基づき、県の長期計画等の重要な基本計画や県民生活の安全と密接な関係がある情報等、県政情報の積極的な公表に努めるものとする。

2 「刊行物その他の資料の積極的な提供」とは、県が作成する行政資料を文書館行政資料室で県民の利用に供することや県民向けに有償頒布を行うことなどのほか、県民の求めに応じて情報を提供することも含み、情報の提供に当たっては、その正確性の確保及び内容の充実に努めなければならない。

なお、行政資料の有償頒布についての具体的な手続は、「行政資料有償頒布実施要綱（平成13年2月19日制定）」によるものとする。

3 「情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供」とは、テレビ・ラジオでの放送、各種広報紙誌の発行等による情報の提供のほか、県民にとってより容易に県政情報を入手することが可能となるインターネット等を活用した情報提供をいい、実施機関は、情報化時代に対応した様々な媒体を活用し、情報提供の充実に努めなければならないものである。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱 第7
県政情報の公表に関する要綱 第1条、第2条、第4条、第5条

第27条の2 推進会議

第27条の2 千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われたときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 何人も、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができる。

3 開示請求をし、又はしようとするものは、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情があるときは、推進会議に対し、その旨を申し出ることができる。ただし、次の各号に掲げる苦情については、これを申し出ることができない。

(1) 審査会の調査権限についての苦情

(2) 開示決定等について行政不服審査法による審査請求をすることができるものに関する苦情

(3) 開示決定等について行政不服審査法による審査請求をした場合における当該審査請求に係る苦情

4 推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

5 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

本条一追加（平成16年条例64号）、一部改正（平成28年15号、令和元年24号）

【趣旨】

本条は、情報公開制度の運営の改善について調査審議するため、学識経験者のほか各界各層の県民を委員として設置される情報公開推進会議の権能等について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

推進会議は、調査審議のため、必要な情報の提供を実施機関その他必要と認めるものに求めることができる。

「その他推進会議が必要と認めるもの」には、開示請求者をはじめ、行政文書に記録された情報に係る関係者など調査審議するうえで必要と認められる個人や法人等が含まれる。

「必要な情報の提供を」「求めることができる」ものとしては、例えば開示請求者に対し、開示請求の意図を尋ねることなどが想定される。この場合、開示請求者などの関係者に情報の提供を義務付けるものではない。なお、実施機関は、調査審議の趣旨に沿って情報の提供に応じるよう努めなければならない。

そして、当該情報の提供が、行政文書の提示により行われたときは、何人も推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができないとされた。これらの行政文書の開示請求は、提示した実施機関に対して行うべきであるので、推進会議に対して開示を求めることができないとしたものである。

2 第2項関係

推進会議の設置の趣旨から、何人も情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べる旨を確認的に定めたものである。

3 第3項関係

推進会議が行う情報公開制度の運営の改善のための調査審議に関連する事務として、推進会議が、開示請求をし、又はしようとするものから情報公開に係る事務についての苦情の申出を受けることとしたものである。

なお、次の各号に掲げる苦情については、当該各号に記載の理由により、申し出ることができないものである。

(1) 審査会の調査権限についての苦情

審査請求の審査を担当する第三者機関である審査会の調査権限に属する事項に、制度の在り方を検討する推進会議が関与することは適当でないため。

(2) 開示決定等について行政不服審査法による審査請求をすることができるものに係る苦情

開示決定等の内容や、開示請求に対する不作為に対して不服のある場合には、審査請求制度による審査請求ができるものについては、当該制度によることが適当であるため。

(3) 開示決定等について、行政不服審査法による審査請求を行った場合における当該審査請求に係る苦情

審査請求が行われた場合には、行政不服審査法に基づいて手続が行われるもの

であり、また、その裁決に対する不満を本項による苦情の申出として受けることは適当でないため。

4 第4項関係

前項による苦情の申出があったときは、推進会議は適切かつ迅速にこれを処理するものとする。

なお、推進会議の議事運営及び苦情処理に関する事項は、推進会議が別に定めるものとする。

【参考】

千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領 第4条～第10条

第27条の3 会議の公開

第27条の3 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で当該附属機関及びこれに類するものにおいて公開しないことと決定したときは、この限りでない。

- (1) 不開示情報が含まれる事項について、調停、審査、審議又は調査等が行われる場合
- (2) 公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

本条一追加（平成16年条例64号）

【趣旨】

実施機関に置かれる附属機関等は、第三者機関として県における政策形成過程の重要な事項を含む審議が行われることなどの理由により、県民に対して、その審議の透明性を確保する必要があることから、不開示事項を審議するもの等を除いて、原則公開とする趣旨を明記したものである。

【解釈及び運用】

- 1 「これに類するもの」とは、県民や各種団体等の意見の反映や専門知識の導入等を図るための協議会・懇談会等、要綱等に基づいて実施機関が設置した機関であり、次のようなものはこれに含まれない。
 - ア 県職員、関係行政機関職員のみで組織されているもの
 - イ 関係団体等との連絡調整・啓発等を主たる内容としたもの
 - ウ 表彰等の審査を目的としたもの
- 2 「公開」は、傍聴させることにより行うものである。
- 3 会議は原則として公開であるが、次の各号に掲げる場合として、当該附属機関及びこれに類するものが決定した場合は、公開しないことができるものである。
 - (1) 不開示情報が含まれる事項について、調停、審査、審議又は調査等が行われる場合
会議を公開することによって、情報公開条例第8条各号の不開示情報が公にされることは適当でない。

(2) 公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるものと認められる場合

「著しい支障が生ずると認められる」かの判断に当たっては、客観的・合理的な理由が求められるものである。

その他、附属機関の公開に関しては別に定める指針に則して行うものとする。

【参考】

附属機関の設置及び運営等に関する指針

外部有識者等が参加する附属機関の性質を有しない会議に関する指針

第28条 出資法人の情報公開

第28条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、出資法人の情報公開について定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第1項関係

- (1) 出資法人は、県とは別の法人格を有し、業務運営上の独立性や主体性が尊重される。しかし、事業内容が県行政と密接な関連を有する、又は県行政に類する活動を行っているなどの出資法人にあつては、県の情報公開制度に準じてその保有する情報の公開を推進していく必要がある。
- (2) 「県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、実施機関が定めるもの」とは、県が資本金等を出資している法人のうち、情報公開に努めることとなる法人としてそれぞれの実施機関が定めるものをいう。
- (3) 「必要な措置を講ずる」とは、出資法人が、本条例に準じて当該出資法人の情報公開に関する規程を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するための制度を整備することをいう。

2 第2項関係

「指導に努める」とは、実施機関が出資法人に対し、当該出資法人がその保有する情報を自主的に公開するための措置を講じ、適正な運用を行うよう、指導すること等をいう。

【参考】

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則 第11条

知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱

第4章 補 則

第29条 行政文書の管理

第29条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関し必要な事項についての定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は行政文書を適正に管理するとともに、その管理に関する定めを設けること等について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 行政文書は、開示請求権の客体であり、開示の適正かつ円滑な実施のためには、適正に管理されている必要がある。
- 2 「行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関し必要な事項についての定め」とは、文書管理についての基本的な事項を定めた規則等をいい、知事の定める規則、公営企業管理者の定める管理規程などをいう。
- 3 「一般の閲覧に供し」とは、総合窓口及び出先機関窓口に備え置くなどし、一般の閲覧に供することをいう。

第30条 開示請求をしようとするものに対する情報の提供等

第30条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の円滑な運用を確保する観点から、実施機関は開示請求をしようとするものの利便を考慮した措置を講ずべき旨を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「行政文書の特定に資する情報の提供」とは、千葉県行政文書管理規則に基づく行政文書分類表及び行政文書目録の写しを総合窓口及び出先機関窓口に備え置くなど、開示請求をしようとするものの利用に供すること等をいう。
- 2 「その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置」とは、例えば、情報公開窓口の整備、開示請求に係る手続等の案内等が考えられる。

第31条 実施状況の公表

第31条 知事は、毎年1回、実施機関における行政文書の開示等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、知事が行政文書の開示等の実施状況について、毎年1回これを取りまとめ公表することを定めたものである。

【解釈及び運用】

本条による実施状況の公表は、次のとおり行うものとする。

1 公表事項

- ア 開示請求件数
- イ 開示決定件数
- ウ 部分開示決定件数
- エ 不開示決定件数
- オ 審査請求件数
- カ 申出件数等
- キ その他必要な事項

2 公表の時期

知事は、毎年5月末日までに速報値として、10月末日までに確定値として前年度の実施状況の公表を行うものとする。

3 公表の方法

千葉県ホームページに掲載して公表するものとする。

第32条 適用除外

第32条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）を適用しないこととされている書類等については、本条例の規定を適用しないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 情報公開法の制定に伴い、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定され、一般的な行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度を有する書類等については、情報公開法の規定は適用しないこととされている。

これらの書類等の中には、県（実施機関）において保有しているものもあることから、その開示制度を規定する関係法律の趣旨を損なわないようにするため、本条例の規定を適用しないこととしたものである。

2 本条により、本条例の規定を適用しない行政文書としては、訴訟に関する書類及び押収物（刑事訴訟法第53条の2の規定により情報公開法の適用を除外）及び漁獲割当管理原簿（漁業法第20条第2項の規定により情報公開法の適用を除外）がある。

第33条 委任

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、本条例の施行に関し必要な事項を定めることについて実施機関に委任したものである。

【解釈及び運用】

「実施機関が定める」とは、実施機関の規則等により、それぞれ定めることをいう。

第34条 罰則

第34条 第24条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

本条一追加（平成13年条例60号）、一部改正（平成16年64号）

【趣旨】

本条は、第24条に定めた守秘義務規定に違反した審査会の委員に対する罰則について定めたものである。

【解釈及び運用】

審査会には、第23条の規定により、不開示情報が記録された行政文書など開示決定に係る行政文書の提示を求めるなどの調査権限が付与されている。そのため、実際の審議に当たる審査会の委員には、第24条で守秘義務が課されている。

本条は、当該規定に違反した場合に罰則を科することにより、守秘義務の遵守を担保しようとするものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項中公安委員会及び警察本部長に係る部分並びに附則第5項及び第11項第2号の規定は、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日[平成14年4月1日]から施行する。

(千葉県公文書公開条例の廃止)

- 2 千葉県公文書公開条例(昭和63年千葉県条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にされている前項の規定による廃止前の千葉県公文書公開条例(以下「旧条例」という。)第5条の規定による公開の請求及び旧条例第14条の規定による公開の申出については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 前項の規定によりした旧条例第8条第1項の規定による決定及びこの条例の施行前にした旧条例第8条第1項の規定による決定は、この条例の相当規定によってした決定とみなす。

- 5 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条第1項に規定する不服申立ては、第20条第1項に規定する不服申立てとみなす。

- 6 この条例の施行の際現に旧条例第13条第1項の規定により千葉県公文書公開審査会に対してされている諮問は、第20条第1項の規定により審査会に対してされている諮問とみなす。この場合において、当該諮問については、第21条の規定は、適用しない。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

- 7 千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2中千葉県公文書公開審査会の項を次のように改める。

千葉県情報公開審査会	千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第20条第1項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議し、答申すること及び情報公開制度の運営について、諮問に応じ調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申し、又は建議すること。
------------	--

別表第3千葉県公文書公開審査会の項附属機関名の欄中「千葉県公文書公開審査会」を「千葉県情報公開審査会」に改める。

(千葉県個人情報保護条例の一部改正)

- 8 千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「千葉県公文書公開条例(昭和63年千葉県条例第3号)」を「千葉県情報

公開条例（平成12年千葉県条例第65号）」に改める。

（千葉県公文書公開条例第11条第2号又は第3号に該当する情報について公開の特例を定める条例の一部改正）

- 9 千葉県公文書公開条例第11条第2号又は第3号に該当する情報について公開の特例を定める条例（平成9年千葉県条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例第1条中「千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号）」を「千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）」に、「第11条第2号」を「第8条第2号」に、「事務事業」を「事務又は事業」に、「公開する」を「開示する」に改める。

第2条の見出し中「第11条第2号」を「第8条第2号」に、「公開の」を「開示の」に改め、同条各号列記以外の部分中「第11条第2号」を「第8条第2号」に、「公開すること」を「公にすること」に、「公開するもの」を「開示するもの」に改め、同条第1号中「所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称（以下「職名等」という。）並びに」を削り、同条第2号中「職名等」を「職の名称その他職務上の地位を表す名称」に改める。

第3条の見出し中「第11条第3号」を「第8条第3号」に、「公開の」を「開示の」に改め、同条各号列記以外の部分中「第11条第3号」を「第8条第3号」に、「公開すること」を「公にすること」に、「公開するもの」を「開示するもの」に改める。

第4条の見出し中「第11条各号」を「第8条各号」に、「非公開情報」を「不開示情報」に改め、同条中「第11条第2号」を「第8条第2号」に、「公開する」を「開示する」に、「及び」を「又は」に、「を公開しないことができる」を「は、開示しない」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 第2条第1号の規定の適用については、同号中「実施機関」とあるのは、「実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）」とする。

附則 一 一部改正（平成16年条例64号）

【趣旨】

本附則は、この条例の施行期日、経過措置及び所要の規定の整備について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条例は、平成13年4月1日から施行されるものである。また、ただし書に規定する規定は、千葉県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則（平成13年千葉県

規則第109号)により、平成14年4月1日から施行される。(附則第1項)

なお、本条例の施行に伴い千葉県公文書公開条例(以下「旧条例」という。)は廃止するものである。(附則第2項)

- 2 本条例の施行の際現にされている旧条例による公開の請求及び公開の申出は、旧条例の例により処理するものである。また、旧条例の規定による公開決定等は、本条例の相当規定による決定とみなされるものである。(附則第3項、第4項)
- 3 旧条例の規定による不服申立て及び審査会に対する諮問は、それぞれ本条例の相当規定によるものとみなされるものである。(附則第5項、第6項)
- 4 本条例により、千葉県行政組織条例、千葉県個人情報保護条例及び千葉県公文書公開条例第11条第2号又は第3号に該当する情報について公開の特例を定める条例について、条例の名称変更等の所要の規定の整備を図るものである。(附則第7項、第8項、第9項)

附 則 (平成13年12月21日条例第49号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

- 2 千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2千葉県情報公開審査会の項担任する事務の欄中「第20条第1項」の下に「及び千葉県議会情報公開条例(平成13年千葉県条例第49号)第21条第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

- 3 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)の一部を次のように改正する。

(以下略)

【趣旨】

千葉県議会情報公開条例(平成13年12月21日条例第49号)の制定附則における千葉県行政組織条例の一部改正により、審査会の担任する事務に、千葉県議会情報公開条例に基づく議長からの諮問に応じ調査審議、答申等をする旨の規定が追加された。

また、同附則における千葉県情報公開条例の一部改正により、実施機関と議長との間で事案の移送を行うことができる規定(第15条の2)が設けられた。

附 則（平成13年12月21日条例第60号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。（後略）

【趣旨】

情報公開に係る実施機関等の拡充に伴う千葉県警察基本条例等の一部を改正する条例（平成13年条例第60号）において、以下のとおり情報公開条例及び関係条例の改正が行われた。

- 1 千葉県行政組織条例（昭和32年条例第31号）の改正により、審査会の定数が5名から7名に増員された。
- 2 公安委員会及び警察本部長が平成14年4月1日から実施機関になることにより、諮問する実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えた。
- 3 審査会委員の守秘義務違反に対する罰則規定を設けた。

附 則（平成14年10月18日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日〔平成14年10月18日〕から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の千葉県情報公開条例第8条及び第16条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書について適用し、同日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書については、なお従前の例による。

【趣旨】

独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）の制定に伴い、独立行政法人等を国に準じて取り扱うための規定改正を行った。

- 1 不開示情報の一部改正（第8条関係）
 - (1) 独立行政法人等の役職員については、公務員と同様に取り扱うこととし、職及び職務遂行の内容を開示することとした。
 - (2) 独立行政法人等については、国及び地方公共団体と同様に取り扱うこととした。
- 2 第三者保護規程の一部改正（第16条関係）

独立行政法人については、国及び他の地方公共団体と同様に、意見書提出の義務的機会付与の対象となるものから除外することとした。
- 3 所要の経過措置（附則第2項）を設けた。

附 則（平成15年3月7日条例第13号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

【趣旨】

日本郵政公社の設立に伴い、条例における「公務員等」の定義規定を整理し、同公社の役職員を「独立行政法人等」の役職員として取り扱うこととした。

附 則（平成16年12月10日条例第64号）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第27条の次に2条を加える改正規定（第27条の2に係る部分に限る。）及び附則第5項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日[平成17年6月9日]から施行する。

（千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例の廃止）

2 千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例（平成9年千葉県条例第31号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前にされた改正前の千葉県情報公開条例の規定による開示の請求に対する同条例の規定による開示決定等及び当該開示決定等に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てについては、改正後の千葉県情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（千葉県行政組織条例の一部改正）

5 千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2 千葉県情報公開審査会の項担任する事務の欄中「並びに情報公開制度の運営について、諮問に応じ調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申し、又は建議する」を「及び意見を具申する」に改め、同表中同項の次に次のように加える。

千葉県情報公開推進会議

情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

別表第3 中千葉県情報公開審査会の項の次に次のように加える。

千葉県情報公開推進 会議	会長 委員	1 学識経験を有する者 2 住民の代表者	5人以内 10人以内	2年
-----------------	----------	-------------------------	---------------	----

【趣旨】

- 1 千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例の廃止に伴う関係規程の改正（第8条第2号関係）を行った。
 - (1) 公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等の氏名を開示
 - (2) 食糧費の支出を伴う懇談会等の出席者の氏名等を開示
- 2 千葉県情報公開推進会議の権能等を定めた（第27条の2）。
- 3 附属機関等の会議の原則公開を定めた（第27条の3）。
- 4 審査会委員の守秘義務違反に係る罰則の改正（罰金の増額）
- 5 条例の施行日前作成・取得文書等の適用除外を廃止し、開示請求対象文書を実施機関が保有するすべての行政文書とした（附則第3.5.11項削除）。
- 6 不開示条項を文書作成年度にかかわらず現行条例に一元化した（附則第4項削除）。
- 7 千葉県行政組織条例の一部を改正し、千葉県情報公開推進会議の設置、担当事務を定めた（改正附則第5項）。
- 8 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の制定に伴う規程の整備を行った（第8条・第16条関係）。

附 則（平成19年7月10日条例第44号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

【趣旨】

郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行に伴い所要の規定整備を行った。
・第8条第2号ハ中「及び日本郵政公社」を削った。

附 則（平成27年3月20日条例第19号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定（千葉県個人情報保護条例第17条第2号の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

【趣旨】

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行に伴い、所要の規定整備等を行った。

- ・「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に変更

附 則（平成28年3月25日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 略

- 3 千葉県情報公開条例第12条第1項若しくは第2項の規定による決定（以下「決定」という。）又は同条例第5条の規定による請求（以下「請求」という。）に係る同条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）の不作为についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

（千葉県行政組織条例の一部改正）

- 4 千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）の一部を次のように改正する。
別表第2千葉県情報公開審査会の項担任する事務の欄中「第20条第1項」を「第21条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

【趣旨】

- 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の「特別の定め」として審理員の適用を除外した。
- 2 審査会における意見書又は資料の閲覧制度を設けた（第23条第6項から8項新設）。
- 3 千葉県行政組織条例の規定整備を行った。

【解釈及び運用】

- ・ 施行期日は平成28年4月1日であるが、次の（1）及び（2）については、この条例による改正前の情報公開条例を適用する。

- （1）平成28年3月31日までにされた開示決定等について、平成28年4月1日以後、旧行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下同じ。）の規定による不服申立てがされた場合

- (2) 平成28年3月31日までにされた開示請求に対する実施機関の不作为について、平成28年4月1日以後、旧行政不服審査法の規定による不服申立てがされた場合

附 則 (平成30年3月15日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【趣旨】

行政機関個人情報保護法等の改正に伴う個人情報保護条例の一部改正において、個人情報の定義中の「その他の記述等」の内容を明確化するため、その内容を追記する規定整備を行うこととしたことに伴い、第8条第2号における「その他の記述等」について、所要の規定整備等を行った。

附 則 (令和元年12月27日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県情報公開条例（以下「新条例」という。）第5条、第7条第1項及び第13条の規定は、この条例の施行後にされた新条例第5条の規定による開示の請求について適用し、この条例の施行前にされた改正前の千葉県情報公開条例第5条の規定による開示の請求については、なお従前の例による。

【趣旨】

県外者が請求を行う際の「理由の明示」要件の廃止と開示決定期限を15日以内に短縮化するために改正したものである。

- 1 開示請求権の一部改正（第5条関係）

改正前は、県外者の開示請求時に「理由の明示」を求めていたが、これを廃止することとした。

- 2 開示決定期限の一部改正（第13条関係）

国と同様に、改正前は開示決定期限を30日以内に定めていたが、開示決定等の迅速化による請求者の利便性向上のため、15日に決定期限を短縮化することとした。

- 3 所要の経過措置（附則第2項）を設けた。

附 則（令和5年3月17日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成した同条第2項に規定する電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの（改正前の条例第2条第2項第3号に掲げるものに限る。）は、改正後の条例第2条第2項に規定する行政文書には含まないものとする。

【趣旨】

個人情報保護に関する法律の一部が改正され、同法が地方公共団体に適用されることに伴い、行政文書の定義について、同法と同様の規定となるよう改正したものである。

- 1 行政文書の定義の一部改正（第2条関係）

「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの」を行政文書に含めることとした。

- 2 所要の経過措置（附則第2項）を設けた。